委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月15日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等		
	○ 知事	市区町村長等	
2. 都道府県名	静岡県		
3. 市区町村名	藤枝市		
4. 届出番号	7		
5. 独自利用事務の事例番 号	120-2		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.fujieda.shizuoka.jp/soshiki/kikakuzaisei/johoseisaku/gyomu/1/1447670567813.html		

執行機関名 藤枝市長

不妊治療費用の補助に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの	藤枝市一般不妊治療(人工授精)費助成金交付要綱(平成26年藤枝市告示第 110-2号)及び藤枝市特定不妊治療費助成金交付要綱(平成21年藤枝市告示第 111号)に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	98	
③番号法別表第2の項	120	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		膝枝市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第5の項藤枝市一般不妊治療(人工授精)費助成金交付要綱(平成26年藤枝市告示第110-2号)及び藤枝市特定不妊治療費助成金交付要綱(平成21年藤枝市告示第111号)に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年五月三十日法律第 五十号)第1条	藤枝市特定不妊治療費助成金交付要綱 第1条
	難病に関する施策(以下「難病の患者に対する医療等」という。)に関し必要な	第1条 この要綱は、 <u>少子化対策の一環</u> として、 <u>特定不妊治療及び男性不妊治療を受けた夫婦の経済的負担の軽減を図る</u> ため、その治療に要する医療費の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		藤枝市特定不妊治療費助成金交付要綱